

NTTグループ弓道連盟規約

第1章 総則

第1条 本会は、NTTグループ弓道連盟(以下連盟)と称す。

第2条 NTTグループとは、NTT資本系列、業務提携、人事交流等関連会社を言う。

第3条 本連盟は、本部事務所を東京都調布市入間町1丁目44番地NTT中央研修センター弓道場に置く。

第4条 本連盟は、役員会の議決を経て、グループ会社単位及び事業所単位に支部を置くことができる。

第2章 目的及び事業

第5条 本連盟は、NTTグループ各社のサークル活動の弓道実践団体として、弓道を通じて、グループ会社及び会員相互の親睦を図るとともに、事業の発展に寄与できる人間関係の確立を期し、併せて、弓道の普及発展に尽くすことを目的とする。

第6条 本連盟は、前条目的達成のため、次の事業を行う。

- 1、全国弓道大会の開催（開催に伴う実施要綱は、別に定める。）
- 2、公益財団法人全日本弓道連盟、全日本実業団弓道連盟、その他弓道諸団体との交流
- 3、会員相互の連携を目的とした会員名簿、機関誌の発行
- 4、その他本連盟の目的達成に必要な事項

第7条 本連盟の年度事業期間は、全国弓道大会開催日翌日から翌年の全国弓道大会開催日迄とする。

第3章 会員

第8条 本連盟の会員は個人とし、次の通り区分する。

- 1、名誉会員 弓道サークル活動に理解があり、活動を支援して戴ける NTTグループ会社の役員、社員、OB等の方(会費免除)。
- 2、正会員 弓道愛好者で、本連盟の目的に賛同する NTTグループ会社(第2条)の役員、社員、OB並びにその家族。
- 3、協賛会員 NTTグループ弓道連盟の目的に協賛し、支援していただける方。(会費免除)

第8条の2 本部名誉会員は、本連盟に対する貢献多大な方(故人を含む)により、役員会の議を経て登録され、支部との重複登録を可とする。

第9条 本連盟の規約に違反し、その他連盟の目的に反する行為を行った会員は、役員会の議決により、除名させることができる。

第4章 役員

第10条 本連盟は、次の役員を置く。

- 1、会 長 1名
- 2、副会長 若干名
- 3、常任理事(事務局兼務) 若干名
- 4、理 事(支部長、副支部長、又は監督等) 各支部2名
- 5、監 事 2名

第11条 役員を選出は次により行う。

- 1、会長は、役員会において選出する。
- 2、副会長は、会長の推薦により役員会の議を経て会長が委嘱する。
- 3、常任理事、理事及び監事は、役員会の議を経て会長が委嘱する。
- 4、各支部の支部長は、本連盟の理事とする。

第12条 役員の仕事は、次の通りとする。

- 1、会 長 本連盟を代表し、会務を統括する。
- 2、副会長 会長を補佐し、会長事故あるときは、会長仕事を代行する。
- 3、常任理事 会長の命ずるところにより、本連盟運営の諸務を分担処理する。
- 4、理 事 本連盟運営の諸務を支援する。
- 5、監 事 事業運営並びに会計を監査する。

第13条 支部には、支部長、副支部長、監督、事務局等の支部役員等を置く。

第14条 本連盟には、名誉顧問、顧問及び相談役を置くことができ、役員会の議を経て、会長がこれを委嘱する。

第15条 本連盟の役員任期は1年とする。ただし、重任は妨げない。

第16条 役員が事故等によって任期中に退任する場合、その後任の任期は、前任の残余期間とする。

第5章 会議

第17条 本連盟本部に、次の会議を置く。

- 1、役員総会 会長、副会長、常任理事、理事及び監事の構成によって組織し、3分の2以上の出席をもって成立し、その過半数以上の賛同により議決する。
- 2、常任理事会 会長、副会長、常任理事で組織し、3分の2以上の出席をもって成立し、その過半数以上の賛同により議決する。

第18条 各会議の決定事項は、それぞれ次の通りとする。

- 1、役員総会 役員人事、会費、規約の制改訂、事業予算計画と報告、並びに会員の表彰、懲罰等。
- 2、常任理事会 全国弓道大会及び役員総会付議事項、緊急を要する事項等。

第6章 会費及び会計

第19条 本連盟の経費は、会費、寄付金、支援金その他の収入をもって、これにあてる。

第20条 会費は年会費とし、その額は、前年度の役員総会で決定する。

一旦納入した会費は、理由の如何に拘わらず返却しない。

第21条 本連盟の会計年度は、4月1日より翌年の3月31日の期間とする。

第22条 本連盟の予算に不足が生じ、臨時経費を必要とする場合には、役員総会の議を経て臨時徴収することができる。

第7章 附則

第23条 本連盟本部に事務所を置く。

1、事務局員は、常任理事が任を負う。

2、事務局には、次の役を分担する。

- ・事務局長
- ・事務局次長
- ・会計担当
- ・全国大会担当
- ・広報担当
- ・総務担当

昭和60年4月 1日 制定
平成4年9月12日 一部改訂
平成10年9月12日一部改訂
平成11年10月30日一部改訂
平成12年9月23日一部改訂
平成15年9月6日一部改訂
平成22年10月16日一部改訂
平成28年9月24日一部補正